

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成29年 月 日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通七条上る常葉町 真宗大谷派宗務所内		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 学校法人 真宗大谷学園 理事長 但馬 弘 電話 075-371-5521					
主たる業種	高等教育機関(大学)	細分類番号	8 1 6 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度から平成28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	大学、中・高等学校、幼稚園各現場の責任者である学長・校長・園長のもと地球温暖化対策ならびに省エネルギーを推し進めると共に、教職員・学生への啓蒙を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,786.6 トン	3,297.6 トン	3,264.3 トン	3,231.3 トン	-13.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,467.4 トン	3,197.2 トン	3,163.9 トン	3,130.9 トン	-8.8 パーセント	
目標の根拠	大学では、平成31年度までに、照明や空調等の負荷設備を更新して高効率化する。中高では、生徒数増加につき施設の稼働率が上昇しているが、老朽化した機器から順に高効率化を図る。その際には自動化を推奨し、無駄を省く。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	学校	事業活動に伴う排出の量 (校舎等延床面積)	3.63	3.17	3.21	2.97	-14.14 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	大学では、平成31年度までに、照明や空調等の負荷設備を更新して高効率化する。中高では、生徒数増加につき施設の稼働率が上昇しているが、老朽化した機器から順に高効率化を図る。その際には自動化を推奨し、無駄を省く。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		64.0 パーセント	117.0 パーセント	117.0 パーセント	117.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	大学では、照明設備を更新する。適正なエネルギー管理に努める。中高では、蛍光灯FLR(北館)をLED照明に付替え。トイレの自動点灯、					
	(30)年度	大学では、新校舎完成に伴い仮設キュービクルの撤去。中高では、蛍光灯HI(東館)を古いものからLED照明に付替え。トイレの自動点灯、					
	(31)年度	大学では、照明設備の更新を計画する。適正なエネルギー管理に努める。中高では、蛍光灯HI(東館)を古いものからLED照明に付替え。体					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	育児・介護・身体障がいなど特段の事情がない限り、教職員の自家用車通勤を認めていない。					
	上記の措置を採用する理由	上記原則で年間運用ができています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①地元自治体から要請のある「クールスポット」への参加 ②書類廃棄時の「焼却」から「溶解処分」への切替による廃棄物削減、リサイクル化によるCO2削減を行った。						
特記事項	平成26年度より、デマンド監視装置によるエネルギー監視システムを導入している。 第二計画期間の超過削減量(301.2t-CO2)を平成29年度の排出量から100.3t-CO2、平成30年度の排出量から100.3t-CO2、平成31年度の排出量から100.3t-CO2差し引いて記載。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。